

秋田市歩くべあきた健康づくり事業ウォーキングアプリ運用業務委託仕様書

1 委託業務の概要

秋田市歩くべあきた健康づくり事業において、働く世代が効果的に身体活動量を増加し、習慣化できるよう、ウォーキングアプリ（以下、「アプリ」という。）を導入することにより、参加者の利便性や継続性の向上を図るため、アプリの運用について委託するものである。

2 履行場所

秋田市保健所および市の指定した場所

3 委託期間

令和8年7月1日から令和9年1月31日まで

4 歩数測定期間

令和8年8月1日から令和8年12月31日まで

5 委託内容

受託者は、次に掲げる業務を行うものとする。また、委託期間中のアプリ運用に当たり、進捗および品質管理を一貫して行うこと。

(1) 業務実施計画書等の提出

以下について、契約締結後10日以内に市に提出するものとする。

ア 業務実施計画書

業務全体のスケジュールがわかるもの

イ サービス仕様書

本アプリにおけるサービスの具体的な提供内容、方法等をまとめたもの

ウ アプリの利用規程

アプリの利用に当たって受託者が定めた規定

エ 管理者用操作説明書

アプリおよび管理画面の操作方法をまとめたもの

(2) 問合せ窓口の設置

使用するアプリについて、インストールや操作の方法、障害発生時の対応方法、動作および機能等に関する参加者からの問合せに対応するものとする。

なお、市にアプリに関する苦情、要望等があった場合は、対応方法をその都度市と協議するものとする。

(3) アプリの公開日および運用管理

6の条件および7の機能を満たすアプリを、歩数測定開始日の10日前までに参加者がインストールできるようにインターネット上に公開し、運用管理を行うこと。なお、本事業の参加人数は最大500人とする。

(4) アプリの保守

常にアプリの機能を十分に発揮させるため、必要な保守を受託者の負担で行うこと。

6 アプリの条件

- (1) スマートフォンでの利用を想定したアプリであること。
- (2) リリースから1年以上安定した運用が継続されているものであること。なお、安定した運用とは、障害発生時に速やかに復旧を行う体制が整備されており、長期にわたり使用不能となった事例がない、または長期間の使用不能状況をもとに改修を行い、その後1年以上継続して稼働していることをいう。
- (3) 日本語に対応していること。
- (4) iOSであればAppStore、AndroidOSであればGooglePlayの双方から無償で入手可能であること。

7 機能概要

アプリは公開時に以下の機能を実装していること。

- (1) アプリを起動していない状態でも歩数のカウントなど、必要なデータを収集できること。
- (2) 参加者情報の管理
 - 市および参加者が確認できる情報は、次のとおりとする。
 - ア 市が管理用の画面で確認、CSV出力等できる情報
 - 参加者基本情報（登録氏名、ニックネーム、チーム名、歩数）
 - イ 参加者がアプリを通じて確認できる情報
 - (ア) 1日の歩数
 - (イ) 参加者内での月ごとの個人ランキングおよび平均歩数
 - (ロ) 参加者内での月ごとのチームランキングおよびチームの平均歩数
 - (エ) 市からのお知らせおよびプッシュ通知
- (3) GPSによって参加者が現在地を把握できる機能があること。
- (4) 参加者に対し、市から「お知らせ」を送信し、アプリ上およびプッシュ通知等による表示が可能であること。
- (5) 健康イベント参加、アンケート回答等の条件達成に対して、市独自のポイントを付与できること。

8 著作権

- (1) 受託者は、市がアプリを広報および広告活動等に利用する場合には、著作権法（昭和45年法第48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (2) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他権利を侵害しないものであることを市に対して保障すること。

9 一括再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ市の承諾を得なければならない。

10 報告書等

委託期間終了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

11 委託料の支払い

受託者は、市が業務完了報告書の内容を審査し、適正な履行が確認された後に、市へ請求書を提出するものとし、市は、適法な請求書を受理した日から30日以内一括で支払うものとする。

12 秘密の保持

個人情報の保護に関し、別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守するとともに、「委託先における個人情報の取扱状況チェックリスト」を契約後1か月以内に市に提出すること。

13 個人情報の管理について

利用者に関するデータ等（以下「データ等」という。）は、業務完了後に受託者の責任において全てを適切に廃棄処理し、その処理結果を「個人情報（消去・廃棄）報告書」により市に提出する。なお、業務の一部を再委託するため、データ等を再委託先に提供する場合は、本事業の受託者の責により、業務完了後、再委託先が全てを廃棄処理したこと確認の上、「個人情報（消去・廃棄）報告書」に含めて報告しなければならない。

14 疑義の解消

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合や本仕様書に定めのない事項は双方協議の上、これを定めることとする。

個人情報取扱特記事項

「甲」は委託者である秋田市を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者および従事者の届出)

第4 乙は、個人情報の取扱いに係る責任者および従事者を定め、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。

(派遣労働者等)

第5 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(作業場所の特定等)

第6 乙は、個人情報を取り扱う作業場所を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(持ち出しの禁止)

第7 乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から、持ち出してはならない。

(従事者への教育等)

第8 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第9 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第10 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第11 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第12 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第13 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

(再委託する場合の書面の提出)

第14 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(再委託する場合の監督等)

第15 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還)

第16 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第17 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱状況の報告)

第18 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

(実地調査)

第19 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第20 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等の公表)

第21 甲は、乙がこの契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し

た場合は、当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第22 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

(損害賠償)

第23 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。